

坂東市小林孝三郎奨学生推薦基準

1. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が、生徒・学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者としてします。

2. 健康について

学校保健安全法による定期健康診断(最近1年以内に実施したもの。第1学年に在学する者については、入学選抜時の健康診断でよい。)の結果により、修学上支障がないと認められた者としてします。

(注1) 修学上支障がないと認められた者については、出願のために改めて健康診断を受ける必要はなく、また奨学生願書中の健康診断欄の記入も不要です。

(注2) 上記(注1)によることができない場合は、奨学生願書中の健康診断欄により医師の健康診断を受け、その結果就学可能の判定となった者。

3. 学力について

(1) 高等学校第1学年に在学する者

中学校における第2学年及び第3学年の学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が3.5以上である者としてします。

(2) 高等学校第2学年以上に在学する者

高等学校2学年に在学する者にあつては高等学校第1学年の学習成績の評定を、高等学校第3学年に在学する者にあつては高等学校第1学年及び第2学年の学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が3.5以上である者としてします。

(3) 高等専門学校

(1) 及び (2) に準ずる。

(4) 大学第1学年に在学する者

高等学校における第2学年及び第3学年の学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が3.5以上である者としてします。

(5) 大学第2学年以上に在学する者

大学第2学年に在学する者にあつては大学第1学年の学習成績の評定を、大学第3学年以上に在学する者にあつては前2年の学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が3.0以上である者としてします。

(注) 履修科目の評定は、5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階法に換算して評定してください。ただし、大学においては、優・良・可の3段階法によることとし、優は4、良は3、可は2に換算して評定してください。

なお、私立等で、A～Dの4段階法評定の場合は、Aは4、Bは3、Cは2に換算してください。

例：高 校 (5・4・3・2・1)

大 学 (優・良・可)

上記以外 (A・B・C)

4. 学資の支弁が困難と認められる程度について

家計の認定所得金額が収入基準額（別表第1）以下であることとします。

(注1) 父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）それぞれの1年間の収入金額から必要経費を控除（給与所得者の場合は、「別表第2」により算出）した金額の合計を「所得金額」とします。

(注2) 「所得金額」から「特別控除額」（別表第3）を差し引いた残りの金額を「認定所得金額」とします。

別表第1 (その1) 収入基準額表 (茨城県育英奨学生募集要項の推薦基準に準ずる)

区 分		高 等 学 校 高 等 専 門 学 校	備 考
世帯 人員	1 人	1 2 9 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに14万円を世帯人員7人の所得基準額に加算します。 ※世帯人員とは、申請者を扶養する者及びその者に扶養されている者（申請者を含む）に限ります。
	2 人	2 0 6 万円	
	3 人	2 3 8 万円	
	4 人	2 5 7 万円	
	5 人	2 7 6 万円	
	6 人	2 9 3 万円	
	7 人	3 0 7 万円	

(その2) 収入基準額表 (日本学生支援機構の推薦基準に準ずる)

区 分		大 学	備 考
世帯 人員	1 人	1 6 0 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに18万円を世帯人員7人の所得基準額に加算します。 ※世帯人員とは、申請者を扶養する者及びその者に扶養されている者（申請者を含む）に限ります。
	2 人	2 5 4 万円	
	3 人	2 9 5 万円	
	4 人	3 2 0 万円	
	5 人	3 4 4 万円	
	6 人	3 6 2 万円	
	7 人	3 8 0 万円	

別表第2 所得金額の算出

年 間 収 入 金 額	計 算 式
400万円までのもの	年間収入金額×0.8-263万円
400万円を超え878万円までのもの	年間収入金額×0.7-223万円
878万円を超えるもの	年間収入金額-486万円

※収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用します。

別表第3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯であること	49万円				
2	就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生1人につき) ※本人も控除する。	小学校		9万円		
		中学校		17万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立		19万円	41万円
			私立		33万円	54万円
		高等専門学校	国・公立	1～3年	28万円	50万円
				4～6年	40万円	62万円
			私立	1～3年	54万円	76万円
				4～6年	66万円	88万円
		大学	国・公立		67万円	116万円
			私立		111万円	159万円
専修学校	高等課程	国・公立		7万円	18万円	
		私立		29万円	39万円	
	専門課程	国・公立		25万円	71万円	
		私立		79万円	123万円	
3	障害者のいる世帯であること	障害のある人1人につき 99万円				
4	長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別な支出をしている年間金額。ただし、71万円を限度とします				
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				